

改正後

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	1,020	円 120	円 100	円 80	円 40
46人～ 60人	760	90	70	60	30
61人～ 90人	510	60	50	40	20
91人～ 120人	380	40	30	30	10
121人～ 150人	300	30	30	20	10
151人～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	5,500	円 660	円 550	円 440	円 220
46人～ 60人	4,120	490	410	330	160
61人～ 90人	2,750	330	270	220	110
91人～ 120人	2,060	240	200	160	80
121人～ 150人	1,650	190	160	130	60
151人～	1,370	160	130	110	50

3 (略)

改正前

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人		円	円	円	円
平成19年9月まで	510	60	50	40	20
平成19年10月から	1,020	120	100	80	40
46人～ 60人	760	90	70	60	30
61人～ 90人	510	60	50	40	20
91人～ 120人	380	40	30	30	10
121人～ 150人	300	30	30	20	10
151人～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	5,470	円 650	円 540	円 430	円 210
46人～ 60人	4,100	490	410	320	160
61人～ 90人	2,730	320	270	210	100
91人～ 120人	2,050	240	200	160	80
121人～ 150人	1,640	190	160	130	60
151人～	1,360	160	130	100	50

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないと思われるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

算式3 (略)

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価 × その月初日の乳児入所児童数
 1～2歳児保育単価 × その月初日の1～2歳児入所児童数
 3歳児保育単価 × その月初日の3歳児入所児童数
 4歳以上児保育単価 × その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 1～2歳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 3歳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 4歳以上児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式3 (月途中退所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 1～2歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 3歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 4歳以上児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

第4 徴収金(保育料)基準額
1 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

改正前

第4 徴収金(保育料)基準額

1 基準額の算定方法

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,500円	16,500円
第4階層		40,000円未満	30,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	44,500円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上	58,000円 (保育単価限度)
		80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

改正前

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,500円	16,500円
第4階層		72,000円未満	30,000円
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	44,500円 (保育単価限度)
第7階層		459,000円以上	58,000円 (保育単価限度)
		80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

改正後

改正前

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) (略)
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- (3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

(3) (略)

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の二部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」… 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を請けた者。
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している上記以外の就学前児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金(保育料)基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難しいときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

(案)

雇 児 発 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市 市長

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局長

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
通知の施行について』の一部改正について

標記の昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知の一部を次のとおり改正し、平成20年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとしたので通知する。

記

1. 第1の1の本文中、「地域差を19区分」を「地域差を11区分」に改める。

(案)

雇児発第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成20年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

その保育所の 定員	その保育所の 区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)				
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
20人	16/100 地域	設置	乳児	223,090	25,620	21,340	17,080	8,530		
				1, 2歳児	152,320	17,130	14,270	11,410	5,700	
				3歳児	99,700	11,180	9,310	7,450	3,720	
				4歳以上児	92,630	10,340	8,610	6,890	3,440	
			未設置	197,740	22,570	18,810	15,050	7,520		
				1, 2歳児	126,970	14,080	11,740	9,380	4,690	
		3歳児		74,350	8,130	6,780	5,420	2,710		
		4歳以上児		67,280	7,290	6,080	4,860	2,430		
		13/100 地域	設置	乳児	218,200	25,030	20,860	16,680	8,330	
					1, 2歳児	149,070	16,730	13,950	11,150	5,570
					3歳児	97,600	10,920	9,110	7,280	3,630
					4歳以上児	90,690	10,100	8,420	6,730	3,360
	未設置			193,500	22,070	18,390	14,710	7,350		
				1, 2歳児	124,370	13,770	11,480	9,180	4,590	
			3歳児	72,900	7,960	6,640	5,310	2,650		
			4歳以上児	65,990	7,140	5,950	4,760	2,380		
	12/100 地域		設置	乳児	216,580	24,840	20,690	16,550	8,270	
					1, 2歳児	148,000	16,610	13,830	11,060	5,530
					3歳児	96,900	10,850	9,030	7,220	3,610
					4歳以上児	90,050	10,030	8,350	6,680	3,340
		未設置		192,090	21,900	18,250	14,590	7,290		
				1, 2歳児	123,510	13,670	11,390	9,100	4,550	
			3歳児	72,410	7,910	6,590	5,260	2,630		
			4歳以上児	65,560	7,090	5,910	4,720	2,360		
		10/100 地域	設置	乳児	213,310	24,440	20,360	16,290	8,140	
					1, 2歳児	145,820	16,340	13,610	10,890	5,440
					3歳児	95,490	10,670	8,890	7,110	3,550
					4歳以上児	88,750	9,870	8,220	6,580	3,290
	未設置			189,270	21,550	17,960	14,360	7,170		
				1, 2歳児	121,780	13,450	11,210	8,960	4,470	
			3歳児	71,450	7,780	6,490	5,180	2,580		
			4歳以上児	64,710	6,980	5,820	4,650	2,320		
	9/100 地域		設置	乳児	211,690	24,250	20,210	16,170	8,080	
					1, 2歳児	144,750	16,210	13,510	10,810	5,400
					3歳児	94,800	10,590	8,820	7,060	3,520
					4歳以上児	88,110	9,790	8,160	6,530	3,260
		未設置		187,860	21,390	17,830	14,260	7,130		
				1, 2歳児	120,920	13,350	11,130	8,900	4,450	
			3歳児	70,970	7,730	6,440	5,150	2,570		
			4歳以上児	64,280	6,930	5,780	4,620	2,310		
		8/100 地域	設置	乳児	210,060	24,050	20,040	16,030	8,010	
					1, 2歳児	143,660	16,080	13,400	10,710	5,350
					3歳児	94,100	10,500	8,750	7,000	3,490
					4歳以上児	87,460	9,710	8,090	6,470	3,230
	未設置			186,450	21,220	17,680	14,150	7,070		
				1, 2歳児	120,050	13,250	11,040	8,830	4,410	
			3歳児	70,490	7,670	6,390	5,120	2,550		
			4歳以上児	63,850	6,880	5,730	4,590	2,290		
7/100 地域	設置		乳児	208,430	23,860	19,880	15,900	7,950		
			1, 2歳児	142,570	15,960	13,290	10,630	5,310		
			3歳児	93,390	10,430	8,680	6,940	3,470		
	未設置		乳児	185,040	21,050	17,540	14,030	7,010		
		1, 2歳児	119,180	13,150	10,950	8,760	4,370			
		3歳児	70,000	7,620	6,340	5,070	2,530			
4歳以上児	63,420	6,830	5,690	4,550	2,270					

その保育所の 月初日 定員区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日 において設置 又は未設置 (欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
20人	6/100 地域	設置	乳児	206,800	23,660	19,720	15,770	7,880
			1, 2歳児	141,500	15,820	13,190	10,540	5,260
			3歳児	92,700	10,340	8,620	6,890	3,440
			4歳以上児	86,170	9,560	7,970	6,370	3,180
		未設置	乳児	183,620	20,880	17,400	13,920	6,960
			1, 2歳児	118,320	13,040	10,870	8,690	4,340
	3歳児		69,520	7,560	6,300	5,040	2,520	
	4歳以上児		62,990	6,780	5,650	4,520	2,260	
	4/100 地域	設置	乳児	203,540	23,270	19,390	15,510	7,750
			1, 2歳児	139,320	15,560	12,970	10,370	5,180
			3歳児	91,290	10,170	8,480	6,780	3,380
			4歳以上児	84,870	9,400	7,840	6,270	3,130
		未設置	乳児	180,800	20,550	17,110	13,690	6,840
			1, 2歳児	116,580	12,840	10,690	8,550	4,270
	3歳児		68,550	7,450	6,200	4,960	2,470	
	4歳以上児		62,130	6,680	5,560	4,450	2,220	
	3/100 地域	設置	乳児	201,910	23,080	19,230	15,380	7,690
			1, 2歳児	138,240	15,440	12,860	10,290	5,140
			3歳児	90,590	10,090	8,400	6,720	3,360
			4歳以上児	84,230	9,330	7,770	6,220	3,110
		未設置	乳児	179,380	20,370	16,980	13,570	6,780
			1, 2歳児	115,710	12,730	10,610	8,480	4,230
	3歳児		68,060	7,380	6,150	4,910	2,450	
	4歳以上児		61,700	6,620	5,520	4,410	2,200	
その他 地域	設置	乳児	197,030	22,480	18,740	14,990	7,490	
		1, 2歳児	134,990	15,040	12,540	10,030	5,010	
		3歳児	88,490	9,830	8,200	6,550	3,270	
		4歳以上児	82,290	9,090	7,580	6,060	3,030	
	未設置	乳児	175,160	19,860	16,550	13,240	6,610	
		1, 2歳児	113,120	12,420	10,350	8,280	4,130	
3歳児		66,620	7,210	6,010	4,800	2,390		
4歳以上児		60,420	6,470	5,390	4,310	2,150		

その保育所の 定員区分	その保育所 の所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
21人 から 30人 まで	16/100 地域	設置	乳児	199,930	22,840	19,030	15,230	7,610
			1, 2歳児	129,160	14,350	11,960	9,560	4,780
			3歳児	76,540	8,400	7,000	5,600	2,800
			4歳以上児	69,470	7,560	6,300	5,040	2,520
	未設置	乳児	183,020	20,810	17,340	13,870	6,930	
		1, 2歳児	112,250	12,320	10,270	8,200	4,100	
		3歳児	59,630	6,370	5,310	4,240	2,120	
		4歳以上児	52,560	5,530	4,610	3,680	1,840	
	13/100 地域	設置	乳児	195,550	22,310	18,590	14,870	7,430
			1, 2歳児	126,420	14,010	11,680	9,340	4,670
			3歳児	74,950	8,200	6,840	5,470	2,730
			4歳以上児	68,040	7,380	6,150	4,920	2,460
	未設置	乳児	179,090	20,340	16,950	13,550	6,770	
		1, 2歳児	109,960	12,040	10,040	8,020	4,010	
		3歳児	58,490	6,230	5,200	4,150	2,070	
		4歳以上児	51,580	5,410	4,510	3,600	1,800	
	12/100 地域	設置	乳児	194,100	22,140	18,450	14,750	7,370
			1, 2歳児	125,520	13,910	11,590	9,260	4,630
			3歳児	74,420	8,150	6,790	5,420	2,710
			4歳以上児	67,570	7,330	6,110	4,880	2,440
	未設置	乳児	177,780	20,180	16,810	13,450	6,720	
		1, 2歳児	109,200	11,950	9,950	7,960	3,980	
		3歳児	58,100	6,190	5,150	4,120	2,060	
		4歳以上児	51,250	5,370	4,470	3,580	1,790	
10/100 地域	設置	乳児	191,180	21,780	18,150	14,520	7,250	
		1, 2歳児	123,690	13,680	11,400	9,120	4,550	
		3歳児	73,360	8,010	6,680	5,340	2,660	
		4歳以上児	66,620	7,210	6,010	4,810	2,400	
未設置	乳児	175,150	19,860	16,550	13,240	6,610		
	1, 2歳児	107,660	11,760	9,800	7,840	3,910		
	3歳児	57,330	6,090	5,080	4,060	2,020		
	4歳以上児	50,590	5,290	4,410	3,530	1,760		
9/100 地域	設置	乳児	189,730	21,620	18,010	14,410	7,200	
		1, 2歳児	122,790	13,580	11,310	9,050	4,520	
		3歳児	72,840	7,960	6,620	5,300	2,640	
		4歳以上児	66,150	7,160	5,960	4,770	2,380	
未設置	乳児	173,840	19,710	16,420	13,140	6,570		
	1, 2歳児	106,900	11,670	9,720	7,780	3,890		
	3歳児	56,950	6,050	5,030	4,030	2,010		
	4歳以上児	50,260	5,250	4,370	3,500	1,750		
8/100 地域	設置	乳児	188,270	21,440	17,870	14,290	7,140	
		1, 2歳児	121,870	13,470	11,230	8,970	4,480	
		3歳児	72,310	7,890	6,580	5,260	2,620	
		4歳以上児	65,670	7,100	5,920	4,730	2,360	
未設置	乳児	172,530	19,550	16,290	13,030	6,510		
	1, 2歳児	106,130	11,580	9,650	7,710	3,850		
	3歳児	56,570	6,000	5,000	4,000	1,990		
	4歳以上児	49,930	5,210	4,340	3,470	1,730		
7/100 地域	設置	乳児	186,820	21,260	17,720	14,170	7,080	
		1, 2歳児	120,960	13,360	11,130	8,900	4,440	
		3歳児	71,780	7,830	6,520	5,210	2,600	
		4歳以上児	65,200	7,040	5,870	4,690	2,340	
未設置	乳児	171,220	19,390	16,160	12,930	6,460		
	1, 2歳児	105,360	11,490	9,570	7,660	3,820		
	3歳児	56,180	5,960	4,960	3,970	1,980		
	4歳以上児	49,600	5,170	4,310	3,450	1,720		

その保育所の 月定員	その保育所の 区分	その保育所の 所在地	その保育所が 設置又は未 設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
21人 から 30人 まで	6/100 地域	設置	乳児	185,360	21,090	17,570	14,060	7,030	
			1,2歳児	120,060	13,250	11,040	8,830	4,410	
			3歳児	71,260	7,770	6,470	5,180	2,590	
		未設置	4歳以上児	64,730	6,990	5,820	4,660	2,330	
			乳児	169,900	19,230	16,030	12,820	6,410	
			1,2歳児	104,600	11,390	9,500	7,590	3,790	
	4/100 地域	設置	3歳児	55,800	5,910	4,930	3,940	1,970	
			4歳以上児	49,270	5,130	4,280	3,420	1,710	
			乳児	182,450	20,740	17,280	13,820	6,910	
		未設置	1,2歳児	118,230	13,030	10,860	8,680	4,340	
			3歳児	70,200	7,640	6,370	5,090	2,540	
			4歳以上児	63,780	6,870	5,730	4,580	2,290	
	3/100 地域	設置	乳児	167,290	18,920	15,760	12,610	6,300	
			1,2歳児	103,070	11,210	9,340	7,470	3,730	
			3歳児	55,040	5,820	4,850	3,880	1,930	
		未設置	4歳以上児	48,620	5,050	4,210	3,370	1,680	
			乳児	180,980	20,570	17,140	13,700	6,850	
			1,2歳児	117,310	12,930	10,770	8,610	4,300	
	その他 地域	設置	3歳児	69,660	7,580	6,310	5,040	2,520	
			4歳以上児	63,300	6,820	5,680	4,540	2,270	
			乳児	165,970	18,760	15,640	12,500	6,250	
		未設置	1,2歳児	102,300	11,120	9,270	7,410	3,700	
			3歳児	54,650	5,770	4,810	3,840	1,920	
			4歳以上児	48,290	5,010	4,180	3,340	1,670	
その他 地域	設置	乳児	176,620	20,040	16,700	13,360	6,670		
		1,2歳児	114,580	12,600	10,500	8,400	4,190		
		3歳児	68,080	7,390	6,160	4,920	2,450		
	未設置	4歳以上児	61,880	6,650	5,540	4,430	2,210		
		乳児	162,040	18,290	15,240	12,190	6,090		
		1,2歳児	100,000	10,850	9,040	7,230	3,610		
その他 地域	3歳児	53,500	5,640	4,700	3,750	1,870			
	4歳以上児	47,300	4,900	4,080	3,260	1,630			

別 紙 (参 考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	管 理 費
20人	設 置	乳 児	14,639
		1, 2 歳 児	9,497
		3 歳 児	5,897
		4 歳 以上 児	5,383
	未 設 置	乳 児	14,347
		1, 2 歳 児	9,205
		3 歳 児	5,605
		4 歳 以上 児	5,091
21人から 30人まで	設 置	乳 児	13,249
		1, 2 歳 児	8,107
		3 歳 児	4,507
		4 歳 以上 児	3,993
	未 設 置	乳 児	13,053
		1, 2 歳 児	7,911
		3 歳 児	4,311
		4 歳 以上 児	3,797

(案)

雇児発第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成20年度分について適用することとしたので通知する。

別紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所 その月初日 定員区分	年齢区分	加算額	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,440	円 1,100	円 910	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	円 12,380	円 730	円 610	円 480	円 240
31人から 45人まで	3歳未満児	円 8,770	円 480	円 400	円 320	円 160
	3歳以上児	円 10,340	円 480	円 400	円 320	円 160
46人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,320	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,300	円 240	円 200	円 160	円 80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263